

自立した消費者になろう！！

◇現代社会ワークシート◇

【目標】「自立した消費者」になる。

- ①消費者トラブルに対する理解と消費者に関する法を知る。
- ②だまされないために大事なことや対応方法を自分で考えて行動できるようになる。

【消費者】 生産されたものを使ったり、食べたり、また、サービスをうけたりする側の者

引用：精選版 日本国語大辞

「自立した消費者」とはどういう消費者だと思うか、考えてみよう。

<実際にこんな事件がありました 20歳A子さんの事例>

インターネットで必ず痩せるというエステのモニター募集の広告を見つけ、500円と安かったので試してみようと思い、インターネットで予約を入れた。

店に行くと、15回コース20万円の高額なコースを勧められ、母に電話相談したが、連絡が取れず3時間が経過してしまった。相談して、後日出向くと伝えたところ、「後日では料金プランが変わるため、今日が一番安いし、20歳なのだから自分で決めれば良い」と言われ、3時間待たせた申し訳なさもあり、契約してしまった。

その後、3回施術を受けても体重は増え、ウエストや太ももは変化しないため、途中解約を申し出た。しかし、施術代、クリームやドリンク代として13万円請求された。

①事例の文章中で、「怪しい・ダメな点」と思われるところに線を引こう。

②A子さんが「とるべきだった行動」を考えてみよう。

※「契約」について、『社会への扉』（3～6ページ）で確認しよう。

1 消費者主権 ※導入部、PowerPoint 活用

- (1) 企業が何をどれだけ生産すべきかを決めるのは誰か → 最終的に決定する権利は(1 消費者)にある
 - (2) 市場経済の動向→現実には消費者主権は(2 十分に実現されていない)
 - (3) 消費者主権を阻害する要因
 - ①「(3 情報の非対称性)」
= 「売り手は商品の性能を熟知しているが、買い手も詳しいとは限らない。」
 - ②企業の広告・宣伝をうのみにした商品購入=(4 依存効果)
 - ③流行に左右され商品を購入する=(5 デモンストレーション効果)
↓ ※企業にとっては効果的な戦略
- 以上の傾向から、現代は生産者によって経済動向が決まる(6 生産者主権)の時代

2 消費者問題と消費者運動

- (1) (7 高度経済成長期)…1955～73年。
→利益至上主義(利益第一主義)のなかで、国民の健康や人権が忘れ去られていた

【例】食品による健康被害や薬害事件

- ・(8 サリドマイド事件) …睡眠薬を妊婦が服用し、腕に障害。(奇形児の誕生を誘発)西ドイツの科学者レントの警告を無視し、日本で販売が続けられた
- ・(9 カネミ油症事件) …食品にPCB混入(発がん性物質)
森永ヒ素ミルク中毒事件、薬害エイズ事件(ウィルスを不活性化しなかった非加熱製剤を使用し、日本では1800人がHIVに感染、600人が死亡)

※国際消費者機構(CI)の八つの権利 → 日本の消費者基本法に盛り込まれている
消費者運動の高まりにより政府も消費者保護へ取り組む

3 消費者行政と法制

①(10 消費者保護基本法) (1968年) …目的「消費者の利益の擁護及び増進」
→2004年「(11 消費者基本法)」に改正

②**特定商取引法** … 悪徳商法につながりやすい無店舗販売から消費者を守る

- ・(12 クーリングオフ) 制度を導入… 一定期間であれば、無条件で申込の撤回、契約の解除が出来る。
※期間は申込書面または契約書面のいずれか早いほうを受け取った日から計算

<制度利用の対象となる取引類型> () は期間

- 訪問販売…自宅を訪問して契約する取引(8日)
- 通信販売…雑誌、ネットなどの通信手段で契約する取引(8日)
- 電話勧誘販売…電話で勧誘し、契約する取引(8日)
- 連鎖販売取引…販売員として勧誘し、その人に次の販売員を連鎖的に勧誘させる取引(20日)
- 特定継続的役務提供…エステ・語学など長期的・継続的で高額な対価の契約をする取引(8日)
- 業務提供誘引販売取引…仕事を装い、業務に必要であるとして商品等を販売する取引(20日)
- 訪問購入…事業者が自宅を訪問して、物品買取の取引(8日)

③**製造物責任法** (13 PL法) (1994年) … 欠陥製品に対する無過失責任制

※メーカーに過失(予見可能性・結果回避可能性・注意義務違反)が無くても、通常の使い方をしてたが、被害を受けたと主張・立証できたら損害賠償

④**消費者契約法** (2000年) … 消費者にとって(14 不利益)な状況で結んだ契約は取消しができる

<不当な勧誘> (例)

- 重要事項について事実と異なることを告げなかった
- 利益になることだけを告げたが、重要事項について不利益となる事実を故意に告げなかった

<不当な契約条項> (例)

- 事業者の損害賠償責任を免除する条項(例：当ジムで怪我した場合、賠償しない)
- 消費者の解除権を放棄させる条項(例：商品に不具合があっても、返品は一切応じない)

⑤**金融商品販売法** (2000年) … 投資信託、外貨預金などの金融商品を販売するとき、相場の変動で投資金額を下回り、(15 元本割れ)する可能性があることを説明

⑥(16 預金者保護法) (2005年) … 不正な方法による預貯金の引き出し被害にあった場合、その被害は金融機関が補償する(キャッシュカードの盗難・偽造など)

⑦(17 消費者庁)の設置(2009年) …消費者救済の遅れを反省し、消費者行政を一元化

※消費者支援機関：**国民生活センター**、**消費生活センター**(消費者からの苦情処理・商品テスト)